

町田市情報公開・個人情報保護審査会

2023年度第13号事件

(審査請求人 ○○ ○○)

2025年3月28日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 野 村 武 司

2024年1月18日付け23町政企第1182号(2023年度第13号事件) でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2023年10月19日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2023年11月1日付け23町政企第929号の2で行った一部公開決定処分において、第5、3結論において公開すべきであると示した部分については公開すべきであるが、その他の実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2023年11月1日付け23町政企第929号の2をもって行った一部公開決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第1項の規定により、2023年10月19日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「2022年3月に市民協働推進課に所属していた○○の

2022年1月～2023年10月19日までの送受信した電子メールのすべて」を対象とする公文書公開請求を行った。

2 処分庁は、19件の電子メール（別紙参照）を対象文書として、2023年11月1日付け23町政企第929号の2「公開決定通知書」により、審査請求人に対して、一部公開決定処分を行った。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として2023年11月16日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、2023年12月14日付け23町政企第1085号「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2024年1月4日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、条例第14条第2項の規定に基づき、2024年1月18日付け23町政企第1182号「公文書部分公開決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2024年7月19日	審議
2024年8月20日	処分庁への事情聴取
2024年9月26日	審査請求人による口頭意見陳述
2024年10月11日	審議
2024年11月14日	審議
2024年12月19日	審議
2025年1月23日	審議
2025年2月6日	審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において、主に次の主張をした。

対象文書①の1行目について、法人名が非公表であることはないため、法人名は条例第5条第1項第2号に該当しない。不適法である。法人名は公開されるべきである。

対象文書⑥の1行目について、差出人が個人であれば、個人との間で市の事務又は事業の調整業務を行っていることになるので、不自然であり、不適法である。差出人が個人であるはずがない。

対象文書⑩の１行目について、差出人が個人であれば、複数の課の複数の職員と個人との間で市の事務又は事業の調整業務を行っていることになるので、不自然であり、不適法である。差出人が個人であるはずがない。

対象文書⑪の１行目について、内容を公開しないことを前提にすれば、差出人を公開しても、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。差出人を非公開とすることは不適法である。

対象文書⑫の１行目について、差出人が個人であれば、個人との間で市の事務又は事業の調整業務を行っていることになるので、不自然であり、不適法である。差出人が個人であるはずがない。

対象文書⑬の１行目について、内容を公開しないことを前提にすれば、差出人を公開しても、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。差出人を非公開とすることは不適法である。

対象文書⑭の１行目について、差出人が個人であれば、個人との間で市の事務又は事業の調整業務を行っていることになるので、不自然であり、不適法である。差出人が個人であるはずがない。

対象文書⑮の４行目について、宛先の企画政策課が個人であるはずがなく、不適法である。

２ 処分庁は、弁明書において、主に次の主張をした。

（１）対象文書①の１行目について

本メールの差出人欄には、メールアドレス及びメールアドレスに表示設定された名称が記載されている。審査請求人が審査請求の理由として記載している「法人名」ではなく、法人の特定のやり取りのために使用される非公表の電子メールアドレス等であることから、条例第５条第１項第２号に該当するため、非公開とした。

（２）対象文書⑥の１行目について

本メールの非公開理由として条例第５条第１項第１号に該当するとしていたが、条例第５条第１項第２号の誤りだった。しかしながら、（１）と同じ理由から非公開とした。

（３）対象文書⑩の１行目、対象文書⑫の１行目、対象文書⑮の１行目について

本メールの差出人欄には、メールアドレスに表示設定された外部機関

の担当者名が入っている、または外部機関の担当者の個人用メールアドレスであり、条例第5条第1項第1号に該当するため、非公開とした。

(4) 対象文書⑪の1行目、対象文書⑰の1行目について

本メールの差出人が公開されることで、非公開の会議の適正な運営に影響するおそれがあり、条例第5条第1項第4号に該当するため、非公開とした。

(5) 対象文書⑱の4行目について

宛先欄の下部にCC欄があり、(3)と同様に外部機関の担当者名が記載されているため非公開とした。

3 審査請求人は、反論書において主に次のとおり主張した。

(1) 対象文書①の1行目について

弁明によると、当該差出人欄には、メールアドレス及びメールアドレスに表示設定された名称が記載されているとのことだが、差出人は、2023年11月29日付の公開請求に対する2023年12月12日付の23町政企第1045号の2の非公開決定の非公開の理由欄記載の「企画政策課のメールアドレスを通知する案内状、辞令、提供文書を作成していない」差出人である。

すなわち、2023年11月29日付の公開請求の内容の「企画政策課のメールアドレスを提供した」企画政策課の業務の一員ではない差出人である。

「法人の特定のやり取りのために使用される非公表の電子メールアドレス等」を企画政策課の業務の一員ではない差出人から受けとって、差出人が誰だかを知り得るはずがない。

したがって、当該差出人欄に記載されているのは、公表された情報か、または、企画政策課の業務に不適法に係る相手の情報である。

よって、処分庁の非公開の理由には適法な理由がない。

(2) 対象文書⑥の1行目について

弁明によると、非公開の理由は、条例第5条第1項第2号の誤りとのことだが、(1)と同じ理由により非公開の理由には適法な理由がない。

(3) 対象文書⑩の1行目、対象文書⑫の1行目、対象文書⑲の1行目に

ついて

弁明によると、本メールの差出人欄は、外部機関の担当者名、または外部機関の担当者の個人用メールアドレスとのことだが、差出人は、2023年11月29日付の公開請求に対する2023年12月12日付の23町政企第1045号の2の非公開決定の非公開の理由欄記載の「企画政策課のメールアドレスを通知する案内状、辞令、提供文書を作成していない」差出人である。

すなわち、2023年11月29日付の公開請求の内容の「企画政策課のメールアドレスを提供した」企画政策課の業務の一員ではない差出人である。

企画政策課の業務の一員でない差出人の「外部機関の担当者名、または外部機関の担当者の個人用メールアドレス」を受け取って、差出人が外部機関の担当者なのか誰だかを知り得るはずがない。

したがって、当該差出人欄に記載されているとする、「外部機関の担当者名、または外部機関の担当者の個人用メールアドレス」は条例第5条第1項第1号に該当しないか、または企画政策課の業務に不適法に係る相手の情報である。

よって、処分庁の非公開の理由には適法な理由がない。

(4) 対象文書⑪の1行目、対象文書⑰の1行目について

差出人は、2023年11月29日付の公開請求に対する2023年12月12日付の23町政企第1045号の2の非公開決定の非公開の理由欄記載の「企画政策課のメールアドレスを通知する案内状、辞令、提供文書を作成していない」差出人である。

すなわち、2023年11月29日付の公開請求の内容の「企画政策課のメールアドレスを提供した」企画政策課の業務の一員ではない差出人である。

したがって、差出人は、条例第5条第1項第4号に該当しない情報か、または企画政策課の業務に不適法に係る相手の情報である。

よって、処分庁の非公開の理由には適法な理由がない。

(5) 対象文書⑱の4行目について

弁明によると、宛先欄の下部のCC欄に外部機関の担当者名が記載されているとのことだが、CC欄記載の一員は、2023年11月2

9日付の公開請求に対する2023年12月12日付の23町政企第1045号の2の非公開決定の非公開の理由欄記載の「企画政策課のメールアドレスを通知する案内状、辞令、提供文書を作成していない」一員である。

すなわち、2023年11月29日付の公開請求の内容の「企画政策課のメールアドレスを提供した」企画政策課の業務の一員ではない。

したがって、差出人は、条例第5条第1項第1号に該当しないか、または企画政策課の業務に不適法に係る相手の情報である。

よって、処分庁の非公開の理由には適法な理由がない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件審査請求のもととなった公文書公開請求（2023年10月19日付）の対象は、「2022年3月に市民協働推進課に所属していた〇〇の2022年1月～2023年10月19日までの送受信した電子メールのすべて」である。これに対し、処分庁は19件の電子メールを特定した上で、条例第5条第1項第1号、第2号及び第4号に該当するとして、一部を非公開とする決定（2023年11月1日付）を行った。

これに対し、審査請求人から次表の7件の対象文書のうち、次表に記載の部分について審査請求（2023年11月16日付）が行われたものである。

番号	送受信の日時		審査請求のあった非公開部分	非公開理由
①	2023. 7.14	11:28	1行目の差出人欄	2号
⑥	2023. 7.21	19:54	同上	2号
⑩	2023. 8. 3	14:37	同上	1号
⑪	2023. 8.22	19:00	同上	4号
⑫	2023. 8.22	19:19	同上	1号
⑰	2023. 9.14	21:20	同上	4号
⑲	2023. 10.18	19:13	同上	1号
			4行目のすべて	1号

2 非公開決定の妥当性

(1) 条例第5条第1項第1号の該当性を検討すべきもの(対象文書⑩、⑫、⑰)

対象文書⑩、⑫、⑰の非公開部分には、弁明書にある通り、メールアドレス及び表示設定された名称が記載されており、メールアドレスは「ユーザー名@ドメイン」の形式となっている。

条例第5条第1項第1号によると、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものは、非公開とする。

上記の形式(ユーザー名@ドメイン)のメールアドレスは、個人名とドメイン名とを照合することにより特定の個人を識別することができるものと言うことができ、メールアドレスは全体として同条第1項第1号に該当する。

審査請求人は審査請求書において、文書⑩、⑫、⑰について「個人との間で、市の事務又は事業の調整業務を行っていることになるので、不自然であり、不適法。差出人が個人であるはずがない。」と主張する。しかし、仮に個人とのやり取りであっても、一般に行政機関が個人(市民、個人事業主、外部有識者等)と市の事務又は事業に関して電子メールのやり取りを行うことは特段不自然なことではなく、「差出人が個人であるはずがない」ということはできない。

また、当審査会からの照会に対し、処分庁は同条第1項第4号該当性も主張する。

条例第5条第1項第4号によると、「公にすることにより(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については非公開とすることができる。

差出人の氏名及びメールアドレスが公開されても、直ちに市の事務又は事業に影響が及ぶとは限らないが、当該差出人との間で市が事業調整などのやり取りを行っていることが公になること自体が、率直な意見交換や情報交換を阻害し、ひいては市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことも考えられる。

対象文書⑩、⑫、⑰の電子メールの件名及び本文は、本件審査請求の対象にはなっていないが、処分庁は条例第5条第1項第4号に該当する

として非公開とした。

このような場合、同条第1項第4号に該当するような内容のやり取りを、当該差出人との間で行っていること自体が公になると、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言っていることができる。

ただし、対象文書⑬の4行目の最初の3文字は、電子メールシステムにおいて同報先を示す省略記号であり、4文字目以降は企画政策課と同報で電子メールを送った宛先が表示されている。

この4行目について、審査請求人は「宛先の企画政策課が個人であるはずがなく、不適法である」と指摘しているが、最初の3文字を非公開にする理由はなく公開していれば、このような誤解は生じなかった可能性がある。

したがって、対象文書⑬の4行目の最初の3文字は同条第1項第1号に該当せず公開が妥当であるが、それ以外の対象文書⑩、⑫、⑬の非公開部分は、同号に該当するとともに、同項第4号にも該当する。

(2) 条例第5条第1項第2号の該当性を検討すべきもの(対象文書①、⑥)

対象文書①、⑥の非公開部分には、上記(1)の対象文書と同様、メールアドレス及び表示設定された名称が記載されており、メールアドレスは「ユーザー名@ドメイン」の形式となっており、差出人の所属する団体の業務用メールアドレスとみられる。

条例第5条第1項第2号によると「法人その他の団体（中略）に関する情報であつて、次に掲げるもの。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については非公開とすることができる。

団体の業務用メールアドレスをどのような場合に用い、どのような相手に開示するかは当該団体の裁量によるものであつて、公にすることにより、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるものということが出来る。また、表示設定された名称についても、メールアドレスの差出人を受信者にわかりやすくするための文字列であり、当該メールアドレスと同様に考えられる。

これについて審査請求人は反論書において、文書①、⑥について「企画政策課のメールアドレスを通知する案内状、辞令、提供文書を作成していない」差出人であるから、実施機関においてそのメールの差出人を

誰だかを知りうるはずがなく、すでに公表されたメールアドレスか、業務に不適法に係る相手方の情報であり非公開の理由がない、と主張する。

この主張の趣旨について、審査会において審査請求人に確認したところ「非公開にされたのは、やりとりの相手が便宜を図るような不適法な相手であるからだと思う。公正な相手であれば公表できるはずである。」とのことであった。しかし、公正な相手とのやり取りに関する情報であっても、条例の要件に該当する場合は非公開とすることができるので、審査請求人の主張は妥当とは言えない。

また、メールアドレスは、案内状等がなくても、名刺交換や電話での口頭での伝達によっても知りうるものであり、むしろ後者の手段の方が通常行われていると思われ、非公開の理由がないということとはできない。

したがって、対象文書⑪、⑯の非公開部分は、同条第1項第2号に該当する。

(3) 条例第5条第1項第4号の該当性を検討すべきもの(対象文書⑪、⑯)

対象文書⑪、⑯の非公開部分には、上記(1)及び(2)の対象文書と同様、メールアドレス及び表示設定された名称が記載されており、メールアドレスは「ユーザー名@ドメイン」の形式となっている。

これらは上記(1)と同様、「ユーザー名@ドメイン」との形式を採っているメールアドレスであり、個人情報(同条第1項第1号)にも該当する可能性がある。しかし、処分庁は同項第4号を根拠として非公開としており、審査請求人も「内容を公開しないことを前提にすれば、差出人を公開しても、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。」と主張しているため、同号に該当するかどうかについて検討する。

対象文書⑪、⑯の電子メールの件名及び本文は、本件審査請求の対象にはなっていないが、処分庁は条例第5条第1項第4号に該当するとして非公開とした。

このような場合、同号に該当するような内容のやり取りを、当該差出人との間で行っていること自体が公になると、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言いうことができる。

したがって、対象文書⑪、⑯の非公開部分は同条第1項第4号に該当する。

3 結論

以上の通りであるから、処分庁による本件対象文書の非公開決定のうち、対象文書⑩4行目の最初の3文字については公開すべきであるが、その他の部分については、条例第5条第1項第1号、第2号又は第4号に該当し、非公開決定は妥当である。

別紙

①2023 年 7 月 14 日 11:28 受信電子メール

②2023 年 7 月 18 日 9:40 受信電子メール

添付文書ア 「関係人口とともに創る地域づくりに関する調査研究」に係る自治体アンケート調査への御協力について（依頼）

添付文書イ 「関係人口とともに創る地域づくりに関する調査研究」に関する自治体アンケート調査

③2023 年 7 月 18 日 9:47 受信電子メール

④2023 年 7 月 20 日 14:53 受信電子メール

⑤2023 年 7 月 21 日 16:06 受信電子メール

⑥2023 年 7 月 21 日 19:54 受信電子メール

⑦2023 年 7 月 28 日 11:02 受信電子メール

添付文書 「関係人口とともに創る地域づくりに関する調査研究」に関する自治体アンケート調査

⑧2023 年 7 月 28 日 11:55 受信電子メール

⑨2023 年 8 月 1 日 8:09 受信電子メール

添付文書ア 「地域の未来予測を踏まえた多様な主体との広域的な協働のあり方に関する調査研究」に関する自治体アンケート調査への御協力について（依頼）

添付文書イ 多摩・島しょ地域における自治体広域連携に関するアンケート調査概要

⑩2023 年 8 月 3 日 14:37 受信電子メール

⑪2023 年 8 月 22 日 19:00 受信電子メール

⑫2023 年 8 月 22 日 19:19 受信電子メール

⑬2023 年 8 月 23 日 7:21 受信電子メール

⑭2023 年 8 月 28 日 8:59 受信電子メール

⑮2023 年 8 月 31 日 15:03 受信電子メール

添付文書ア 平和首長会議加盟自治体アンケート調査について（依頼）

添付文書イ アンケート項目

添付文書ウ 調査票

⑯2023 年 9 月 4 日 11:16 受信電子メール

⑰2023 年 9 月 14 日 21:20 受信電子メール

⑮2023 年 10 月 2 日 14 : 15 受信電子メール

⑯2023 年 10 月 18 日 19 : 13 受信電子メール